

大阪府条例第七号

大阪府安全なまちづくり条例の一部を改正する条例

大阪府安全なまちづくり条例（平成十四年大阪府条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 前文 第一章―第五章（略） 第六章 特殊詐欺等の根絶に向けた取組の推進等（第十九条―第二十八条） 第七章 犯罪による被害の防止のために必要な規制等（第二十九条―第三十二条） 第八章 雑則（第三十三条） 第九章 罰則（第三十四条・第三十五条） 附則 第六章 特殊詐欺等の根絶に向けた取組の推進等 （特殊詐欺等の根絶に向けた施策の推進） 第十九条 府は、特殊詐欺（詐欺（刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条の罪をいう。以下同じ。）又は電子計算機使用詐欺（同法第二百四十六条の二の罪をいう。）のうち、面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺き、指定した預金口座又は貯金口座への振込みその他の方法により、当該者に財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの又は面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺いた上で、窃盗（同法第二百三十五条の罪をいう。）若しくは恐喝（同法第二百四十九条の罪をいう。）に当たる行為をすることをいう。）及び詐欺のうち、電子メールその他の通信手段を用いて対面することなく交信を重ねるなどして当該者を欺いた行為者が、自らを信頼するに足るものと誤信させた状況で、指定した預金口座又は貯金口座への振込みその他の方法により、当該者に財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの（以下これらを「特殊詐欺等」という。）の被害を防止するため、特殊詐欺等の根絶に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する。 2 府は、市町村と連携して、府民及び事業者に対し、その協働を促す上で有用な情報を公表する等、特殊詐欺等の被害の防止に必要な広報、啓発等の活動を行うものとする。 3 府は、府民が特殊詐欺等に加担しないよう、府民に対し、周知を図るものとする。 （特殊詐欺等の根絶に向けた府民及び事業者等の努力義務）	目次 前文 第一章―第五章（略） 第六章 特殊詐欺の根絶に向けた取組の推進等（第十九条―第二十五条） 第七章 犯罪による被害の防止のために必要な規制等（第二十六条―第二十九条） 第八章 雑則（第三十条） 第九章 罰則（第三十一条・第三十二条） 附則 第六章 特殊詐欺の根絶に向けた取組の推進等 （特殊詐欺の根絶に向けた施策の推進） 第十九条 府は、特殊詐欺（詐欺（刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条の罪をいう。）又は電子計算機使用詐欺（同法第二百四十六条の二の罪をいう。）のうち、面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺き、不正に取得した架空の名義又は他人の名義の預金口座又は貯金口座への振込みその他の方法により、当該者に財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるものをいう。以下同じ。）の被害を防止するため、特殊詐欺の根絶に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する。 2 府は、市町村と連携して、府民及び事業者に対し、特殊詐欺の被害の防止に必要な広報、啓発等の活動を行うものとする。 3 府は、府民が特殊詐欺に加担しないよう、府民に対し、周知を図るものとする。 （特殊詐欺の根絶に向けた府民及び事業者等の努力義務）

第二十条 府民は、特殊詐欺等に関する知識及び理解を深め、府及び市町村が実施する特殊詐欺等の根絶に向けた施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、特殊詐欺等に関する知識及び理解を深めるとともに、府及び市町村が実施する特殊詐欺等の根絶に向けた施策並びに府民、事業者及びこれらの者が組織する団体が実施する特殊詐欺等の根絶に向けた自主的な活動に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、特殊詐欺等の犯行の態様に鑑み、犯行手段として利用され、又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供に際し、特殊詐欺等の手段に利用されないための措置を講ずるよう努めるものとする。

4 青少年の育成に携わる者は、青少年が特殊詐欺等に加担しないよう、青少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(特殊詐欺等に関する通報等)

第二十一条 (略)

一 その言動から特殊詐欺等の被害に遭うおそれがある者を発見したとき。

二 自己又は家族、親族、近隣住民その他の者が、特殊詐欺等と疑われる電話、郵便物等を受けたとき。

2 事業者は、特殊詐欺等の犯行の態様に鑑み、犯行手段として利用され、又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供に際し、特殊詐欺等の被害に遭うおそれがある者を発見したときは警察官に通報するとともに、特殊詐欺等の被害の防止を図るため当該被害に遭うおそれがある者の注意を喚起し、特殊詐欺等を行っていると疑われる者を発見したときは警察官に通報するよう努めるものとする。

3 金融機関(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する金融機関であつて府の区域内に店舗を有するものをいう。以下同じ。)は、当該金融機関が府の区域内に有する店舗(窓口における業務を行う店舗に限る。)における窓口の営業時間内において、特殊詐欺等の被害に遭い、又はまさに被害に遭うおそれがある者を発見したときは、速やかに警察官への通報その他の必要な措置を講じなければならない。

(ＡＴＭ設置者及び高齢者の義務等)

第二十二条 現金自動預入払出兼用機(以下「ＡＴＭ」という。)を設置する事業者(以下「ＡＴＭ設置者」という。)は、特殊詐欺等の犯行の態様に鑑み、高齢者(六十五歳以上の者をいう。以下同じ。)が携帯電話用装置を用いて通話しながらＡＴＭを操作することを禁止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 設置したＡＴＭの本体、モニター画面等当該ＡＴＭを利用しようとする者から見やすい箇所に、高齢者が携帯電話用装置を用いて

第二十条 府民は、特殊詐欺に関する知識及び理解を深め、府及び市町村が実施する特殊詐欺の根絶に向けた施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、特殊詐欺に関する知識及び理解を深めるとともに、府及び市町村が実施する特殊詐欺の根絶に向けた施策並びに府民、事業者及びこれらの者が組織する団体が実施する特殊詐欺の根絶に向けた自主的な活動に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、特殊詐欺の犯行の態様に鑑み、犯行手段として利用され、又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供に際し、特殊詐欺の手段に利用されないための措置を講ずるよう努めるものとする。

4 青少年の育成に携わる者は、青少年が特殊詐欺等に加担しないよう、青少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(特殊詐欺に関する通報等)

第二十一条 (略)

一 その言動から特殊詐欺の被害に遭うおそれがある者を発見したとき。

二 自己又は家族、親族、近隣住民その他の者が、特殊詐欺と疑われる電話、郵便物等を受けたとき。

2 事業者は、特殊詐欺の犯行の態様に鑑み、犯行手段として利用され、又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供に際し、特殊詐欺の被害に遭うおそれがある者を発見したときは警察官に通報するとともに、特殊詐欺の被害の防止を図るため当該被害に遭うおそれがある者の注意を喚起し、特殊詐欺を行っていると疑われる者を発見したときは警察官に通報するよう努めるものとする。

通話しながらＡＴＭを操作することを禁止する旨のポスター、はり紙その他これらに類する物をＡＴＭごとに掲示し、又は表示すること。

二 金融機関が府の区域内に有する店舗にＡＴＭを設置した場合にあつては、当該店舗の出入口、壁面、床面等当該店舗を利用しようとする者から見やすい場所に、高齢者が携帯電話用装置を用いて通話しながらＡＴＭを操作することを禁止する旨のポスター、立看板その他これらに類する物を掲示し、又は設置すること。

2| ＡＴＭ設置者は、特殊詐欺等の犯行の態様に鑑み、高齢者が携帯電話用装置を用いて通話しながらＡＴＭを操作することを禁止するため、特殊詐欺等の防止に資するシステムの構築、情報通信機器の導入その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3| 公安委員会は、前項の措置に関する指針を定めるものとする。

4| 高齢者は、第一項及び第二項の規定によりＡＴＭ設置者が講ずる措置に従い、携帯電話用装置を用いて通話しながらＡＴＭを操作してはならない。

（振込取引における上限額の設定）

第二十三条 金融機関は、府の区域内に有する店舗に顧客が有する預金口座又は貯金口座（以下「口座」という。）について、ＡＴＭを使用して金銭の振込みを行うことができる一日当たりの上限額（以下「振込上限額」という。）を、十万円を超えない範囲内で設定しなければならない。ただし、口座の性質上、振込上限額を設定することが困難であると警察本部長が認める口座については、この限りでない。

2| 金融機関が振込上限額を設定する口座は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、金融機関は、必要があると認めるときは、第一号に規定する期間を短縮し、又は第二号に規定する年齢を引き下げることができる。

一 過去三年間にＡＴＭを使用した金銭の振込を行っていない口座（口座を開設した日から三年を経過していないものを除く。）

二 七十歳以上の者の口座

三 金融機関が府の区域内に有する店舗に届け出た住所地が府の区域内にある者の口座

3| 金融機関は、第一項の規定による振込上限額の設定について顧客から解除の申出があつたときは、当該顧客が特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないと認める場合に限り、当該設定を解除することができる。

4| 金融機関が警察庁又は府以外の都道府県警察と協議の上、府の区域内に有する店舗に顧客が有する口座であつて、第二項第三号に掲げるものについて、別に基準を定めて振込上限額を設定している場合は、第一項の規定は適用しない。

（プリペイド型電子マネー販売時の確認）

第二十四条 店舗において、顧客に対面する方法

によりプリペイド型電子マネー（前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）第一条第三項第五号に規定する番号通知型前払式支払手段に係る番号等が記載された証券をいう。以下同じ。）を販売する事業者（以下「電子マネー販売事業者」という。）は、プリペイド型電子マネーを利用した特殊詐欺等の被害を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 店舗に設置する金銭登録機（プリペイド型電子マネーの販売に使用しないものを除く。以下同じ。）又はその付近に、プリペイド型電子マネーを利用した特殊詐欺等の被害に関し注意を喚起するためのポスター、はり紙その他これらに類する物を掲示すること。

二 店舗に設置する金銭登録機の付近に、プリペイド型電子マネーを購入しようとする者（以下「電子マネー購入者」という。）が、特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないかどうかを判断するために必要な事項を記載した書面又は当該必要な事項を電子マネー購入者に示すことができるもの（以下「書面等」という。）を備え付けること。ただし、当該電子マネー販売事業者の店舗において第三項に規定する金銭登録機等を設置している場合は、この限りでない。

三 プリペイド型電子マネーの販売額が一回につき公安委員会規則で定める額以上となる場合は、書面等を電子マネー購入者に示すことにより特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないかどうかを確認すること。ただし、当該電子マネー販売事業者の店舗において第三項に規定する金銭登録機等を設置している場合は、書面等に代えて、当該金銭登録機等を使用する方法により確認することができる。

2 電子マネー販売事業者は、前項第三号の規定による確認の結果、電子マネー購入者が特殊詐欺等の被害に遭うおそれがあると認めたときは、速やかに警察官への通報その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 電子マネー販売事業者は、電子マネー購入者が特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないかどうかの判断に必要な事項を店舗に設置する金銭登録機の画面に表示すること等により電子マネー購入者に示し、特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないかどうかを確認することができる機能を搭載した金銭登録機等（当該金銭登録機と同等の機能を有するものを含む。）の設置に努めるものとする。

4 電子マネー購入者は、電子マネー販売事業者から第一項第三号の規定による確認を受けた場合は、その確認に応じなければならない。

（建物の貸付けに係る規制等）

第二十五条 何人も、自己が貸付けをしようとする府の区域内に所在する建物が特殊詐欺等の用に供されることとなることを知つて、当該貸付けに係る契約をしてはならない。

2 建物の貸付けをしようとする者は、当該貸付

によりプリペイド型電子マネー（前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）第一条第三項第五号に規定する番号通知型前払式支払手段に係る番号等が記載された証券をいう。以下同じ。）を販売する事業者（以下「電子マネー販売事業者」という。）は、プリペイド型電子マネーを利用した特殊詐欺等の被害を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 店舗に設置する金銭登録機（プリペイド型電子マネーの販売に使用しないものを除く。以下同じ。）又はその付近に、プリペイド型電子マネーを利用した特殊詐欺等の被害に関し注意を喚起するためのポスター、はり紙その他これらに類する物を掲示すること。

二 店舗に設置する金銭登録機の付近に、プリペイド型電子マネーを購入しようとする者（以下「電子マネー購入者」という。）が、特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないかどうかを判断するために必要な事項を記載した書面又は当該必要な事項を電子マネー購入者に示すことができるもの（以下「書面等」という。）を備え付けること。ただし、当該電子マネー販売事業者の店舗において第三項に規定する金銭登録機等を設置している場合は、この限りでない。

三 プリペイド型電子マネーの販売額が一回につき公安委員会規則で定める額以上となる場合は、書面等を電子マネー購入者に示すことにより特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないかどうかを確認すること。ただし、当該電子マネー販売事業者の店舗において第三項に規定する金銭登録機等を設置している場合は、書面等に代えて、当該金銭登録機等を使用する方法により確認することができる。

2 電子マネー販売事業者は、前項第三号の規定による確認の結果、電子マネー購入者が特殊詐欺等の被害に遭うおそれがあると認めたときは、速やかに警察官への通報その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 電子マネー販売事業者は、電子マネー購入者が特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないかどうかの判断に必要な事項を店舗に設置する金銭登録機の画面に表示すること等により電子マネー購入者に示し、特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないかどうかを確認することができる機能を搭載した金銭登録機等（当該金銭登録機と同等の機能を有するものを含む。）の設置に努めるものとする。

4 電子マネー購入者は、電子マネー販売事業者から第一項第三号の規定による確認を受けた場合は、その確認に応じなければならない。

（建物の貸付けに係る規制等）

第二十一条 何人も、自己が貸付けをしようとする府の区域内に所在する建物が特殊詐欺の用に供されることとなることを知つて、当該貸付けに係る契約をしてはならない。

2 建物の貸付けをしようとする者は、当該貸付

けに係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該建物を特殊詐欺等の用に供するものでないことを書面により確認するよう努めるものとする。

3 (略)

- 一 契約の相手方は、当該建物を特殊詐欺等の用に供してはならないこと。
- 二 貸付けをした建物が特殊詐欺等の用に供されることが判明したときは、当該貸付けをした者は、催告をすることなく当該契約を解除することができること。

- 4 建物の貸付けをしようとする者が前二項に規定する措置を講じた場合において、当該貸付けをした建物が特殊詐欺等の用に供されることが判明し、当該行為が当該建物の貸付けに係る契約における信頼関係を損なうときは、当該貸付けをした者は、当該貸付けに係る契約を解除し、又は当該建物の明渡しを申し入れるよう努めるものとする。

(建物の貸付けの代理又は媒介に係る規制等)
第二十六条 建物の貸付けの代理又は媒介をする者は、当該代理又は媒介に係る建物が特殊詐欺等の用に供されることとなることを知つて、当該建物の貸付けに係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

2 (略)

(旅館営業者等の営業に係る規制等)
第二十七条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の許可を受けて旅館業を営む者、住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第百六十五号)第三条第一項の届出をして住宅宿泊事業を営む者及び国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十三条第一項の認定を受けて同項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を営む者(以下この条において「旅館営業者等」という。)は、当該業を営む施設が宿泊しようとする者により特殊詐欺等の用に供されることとなることを知つて、当該施設に宿泊させてはならない。

- 2 旅館営業者等は、当該施設が特殊詐欺等の用に供されることが判明したときは、当該宿泊者に対し、当該施設からの退去を求めるよう努めるものとする。

(個人情報データベース等の提供における規制等)

第二十八条 何人も、特殊詐欺等の用に供されることとなることを知つて、個人情報データベース等(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下この条において「法」という。))第十六条第一項に規定する個人情報データベース等をいう。以下同じ。)を提供してはならない。

2・3 (略)

第二十九条―第三十二条 (略)

(指針の策定手続等)

けに係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該建物を特殊詐欺等の用に供するものでないことを書面により確認するよう努めるものとする。

3 (略)

- 一 契約の相手方は、当該建物を特殊詐欺等の用に供してはならないこと。
- 二 貸付けをした建物が特殊詐欺等の用に供されることが判明したときは、当該貸付けをした者は、催告をすることなく当該契約を解除することができること。

- 4 建物の貸付けをしようとする者が前二項に規定する措置を講じた場合において、当該貸付けをした建物が特殊詐欺等の用に供されることが判明し、当該行為が当該建物の貸付けに係る契約における信頼関係を損なうときは、当該貸付けをした者は、当該貸付けに係る契約を解除し、又は当該建物の明渡しを申し入れるよう努めるものとする。

(建物の貸付けの代理又は媒介に係る規制等)
第二十三条 建物の貸付けの代理又は媒介をする者は、当該代理又は媒介に係る建物が特殊詐欺等の用に供されることとなることを知つて、当該建物の貸付けに係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

2 (略)

(旅館営業者等の営業に係る規制等)
第二十四条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の許可を受けて旅館業を営む者、住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第百六十五号)第三条第一項の届出をして住宅宿泊事業を営む者及び国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十三条第一項の認定を受けて同項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を営む者(以下この条において「旅館営業者等」という。)は、当該業を営む施設が宿泊しようとする者により特殊詐欺等の用に供されることとなることを知つて、当該施設に宿泊させてはならない。

- 2 旅館営業者等は、当該施設が特殊詐欺等の用に供されることが判明したときは、当該宿泊者に対し、当該施設からの退去を求めるよう努めるものとする。

(個人情報データベース等の提供における規制等)

第二十五条 何人も、特殊詐欺等の用に供されることとなることを知つて、個人情報データベース等(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下この条において「法」という。))第十六条第一項に規定する個人情報データベース等をいう。以下同じ。)を提供してはならない。

2・3 (略)

第二十六条―第二十九条 (略)

(指針の策定手続等)

第三十三条 知事、大阪府教育委員会及び公安委員会は、第八条第一項若しくは第二項に規定する指針、第十一条第二項に規定する指針、第十三条に規定する指針、第十六条第一項若しくは第二項に規定する指針又は第二十二條第三項に規定する指針（以下これらを「安全防犯指針」という。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市町村長の意見を聴くとともに、府民の意見を反映させるための適切な措置を講ずるものとする。 2 (略) 第三十四条 (略) 一 第二十九條第一項の規定に違反した者 二 第三十條第一項の規定に違反した者 第三十五条 (略)	第三十条 知事、大阪府教育委員会及び公安委員会は、第八条第一項若しくは第二項に規定する指針、第十一条第二項に規定する指針、第十三条に規定する指針又は第十六条第一項若しくは第二項に規定する指針（以下これらを「安全防犯指針」という。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市町村長の意見を聴くとともに、府民の意見を反映させるための適切な措置を講ずるものとする。 2 (略) 第三十一条 (略) 一 第二十六條第一項の規定に違反した者 二 第二十七條第一項の規定に違反した者 第三十二条 (略)
---	---

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和七年八月一日から施行する。ただし、第二十三条を加える改正規定及び次項の規定は、令和七年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 金融機関（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する金融機関であつて府の区域内に店舗を有するものをいう。以下同じ。）の現金自動預入払出兼用機における取引に係るシステムの整備に関する状況に鑑み、改正後の大阪府安全なまちづくり条例第二十二條第一項の規定による振込上限額の設定に支障があると知事及び警察本部長が認める金融機関については、令和八年三月三十一日までの間、同項の規定は、適用しない。